

Q 1. 同意書は、毎年取る必要がありますか？例えば、年中児の時に同意書を取った児童については、年長児になったときに、改めて取る必要があるでしょうか？

A 1. 同意書(申込書)の中に、「〇〇保育園に在籍する期間のフッ化物洗口について」という文言を追加するなどして、どの期間のフッ化物洗口を申込みのか明確に記載するようにしてください。
ただし、「※フッ化物洗口については、保護者のお申し出により、取り止めもしくは開始することができます。申込内容を変更したい場合は、いつでもお申し出ください。」などの説明を加え、申込内容の変更をいつでも受け付けられるようにする必要があります。(その際は、改めて申込書を取ることが望ましいです。)

Q 2. 説明会には、毎年保護者に参加してもらう必要がありますか？

年中時で説明した保護者に対し、年長時にも説明する必要がありますか？新規入園の保護者だけではだめでしょうか？

A 2. 新規でフッ化物洗口を開始する施設は、歯科医師から指導や説明を直接受ける機会を設けるようにしてください。

なお、一度説明を聞かれた保護者に対しては、再度全員に説明をする必要はないと考えますが、改めて説明を聞きたい方や質問をされたい方が説明会に参加できるように、「参加をご希望の方は参加できます」とご案内をしていただくなどの対応をおこなってください。

Q 3. 今後も、説明会を開催する必要がありますか？また、必ず歯科医師に出席してもらう必要がありますか？

A 3. まず、フッ化物洗口は、歯科医師の指導によっておこなうものであり、保護者へのインフォームド・コンセント(説明と同意)が重要です。

前年度から継続して、フッ化物洗口を実施する施設の場合、「説明の機会を設けていただければ、必ずしも「説明会」という形で開催しなくても構いません。

★ただし、次の点にご留意ください。

- ・ 新しく洗口を実施する場合、保護者の同意を取ることを省略することはできません。
- ・ 保護者に配布する資料については、配布の都度、歯科医師からの指導を受け、その指示に従って配布するようにしてください。
- ・ 保護者からの質問を受け付けるようにしてください。質問があった場合は、歯科医師に質問事項について連絡し、歯科医師の回答を保護者に伝えるようにしてください。
- ・ 保護者から説明会の開催を求められた際は、園歯科医師と相談の上、説明会の開催又は直接説明するなどご対応ください。

Q 4. 保護者説明会を開催する際、来ていただく園歯科医の先生への謝礼金をどれくらい

お支払すればよいのでしょうか？

A4. 市の方での取り決めはありません。各園と歯科医の先生との契約や、各園での取り決めにより対応されてください。

○お問い合わせ先○

佐世保市保健福祉部 健康づくり課 TEL (0956) 24-1111 (代表) 内線5536

佐世保市歯科医師会 TEL (0956) 22-4264

